

空き家・廃屋対策【H24】

- ◆ 廃屋4軒について所有者へ連絡(7/24,10/9)
 - ・ニセコ町景観条例に基づき、廃屋の処理を依頼
 - ・連絡あり2(うち1軒は解体)、連絡なし2(うち反応あり1)
- ◆ 空き家・廃屋の調査(8~10月)
 - ・空き家66軒(うち廃屋16軒)を確認

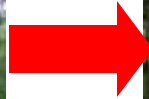
撤去済み廃屋 (H24)



空き家・廃屋対策【H25】

- ◆前年調査の廃屋16軒のうち、景観上問題のある廃屋で、交渉中のものを除く8軒について所有者へ連絡(5月末～)
 - ・廃屋のうち2軒が解体された
- ◆広報ニセコ6月号で空き家・廃屋対策、しりべし空き家バンクについて紹介
 - ・ニセコ町行政推進員会議(4/30)にて、空き家バンクについて説明(道の担当者)

撤去済み廃屋
(H25)



空き家・廃屋対策【H26】

- ◆H24調査の廃屋16軒のうち、景観上問題のある廃屋で、交渉中のものを除く2軒について所有者へ連絡(8月)
 - ・廃屋のうち1軒が解体された
- ◆市街地の廃屋1軒について、寄附を受け、所有権移転のうえ、解体除却した
- ◆広報ニセコ8月号で空き家・廃屋対策、しりべし空き家バンクについて紹介
 - ・ニセコ町行政推進員会議(4/30)にて、空き家バンクについて説明(道の担当者)

撤去済み廃屋 (H26)



空き家・廃屋対策【H27】

- ◆空き家・廃屋調査を実施予定(7月～)
 - ・景観上問題のある廃屋について、引き続き所有者へ連絡する
- ◆広報ニセコで空き家・廃屋対策、しりべし空き家バンクについて紹介予定(8月号)
 - ・ニセコ町行政推進員会議(4/30)にて、空き家バンクについて説明(道の担当者)

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行(5/26)にともない、より確信的に廃屋処理を行う

北海道での対策

- ◆後志総合振興局が廃屋・空き家対策検討会を開催
 - ・モデル条例案を作成(H25)
- ◆「しりべし空き家バンク」を開設(H23.11～)
 - ・空き家の利用促進により廃屋化を防止
 - ・建設課窓口で受け付け対応(ニセコ町内での成約累計7軒)